

国立市 都市計画マスタープラン

第2次改訂版
平成30(2018)年6月

概要版

国立市

3

都市計画マスタープランの全体像

<都市計画マスタープランの構成>

1 基本理念	将来のまちづくりの方向を、基本理念として示します。 [P 3]
2 まちづくりの進め方	基本理念を支える、都市計画マスタープランに関わるすべての分野に共通するまちづくりの基本的な進め方を示します。 [P 3]

将来都市像

3 目指すまちの姿

基本理念を実現するために達成を目指すまちの姿として、4つの骨格ごとに「まちづくりの目標」と、各地域の特性を活かした「将来都市構造（都市空間のあり方）」を掲げます。 [P 4]

①自然
守り、つなげる
国立の自然

②生活・産業
みんなで作るまち、
安心して豊かに
暮せるまち

③交通
歩きやすいまち、
歩きたくなるまち

④街並み
住む人に心地よく、
美しく個性的な
空間を育むまち

将来都市構造
拠点（あつまり）
軸（つながり） 面（ひろがり）

各地域の特性を活かしながら、市全体として均衡ある発展を遂げるために実現を目指す都市空間のあり方を「拠点（あつまり）」、「軸（つながり）」、「面（ひろがり）」という3つの視点で捉え、「将来都市構造」として掲げます。 [P5~6]

4 まちづくりを進める7つのテーマ（分野別構想の体系）

- 将来都市像の実現に向け、まちづくりの骨格をなす主要な7つの分野ごとに、より良いまちづくりを推進するためのテーマを設定します。
- 各テーマは、それぞれが個々に独立するものではなく、お互いに連携することにより、総合的により良いまちの実現を目指します。

[P7~10]

5 特色あるまちづくりを進める4つの地域（地域別構想の地域区分）

- 各地域によって異なるまちづくりの経緯や街並み形成の特徴、地形や鉄道等の地理的要素等を勘案し、市域を北地域、東・中・西地域、富士見台地域、南部地域の4地域に区分した上で、それぞれの地域で特色あるまちづくりの実現を目指します。

※南部地域は、崖線を境にして、崖線北側と崖線南側の2つの地区に細区分

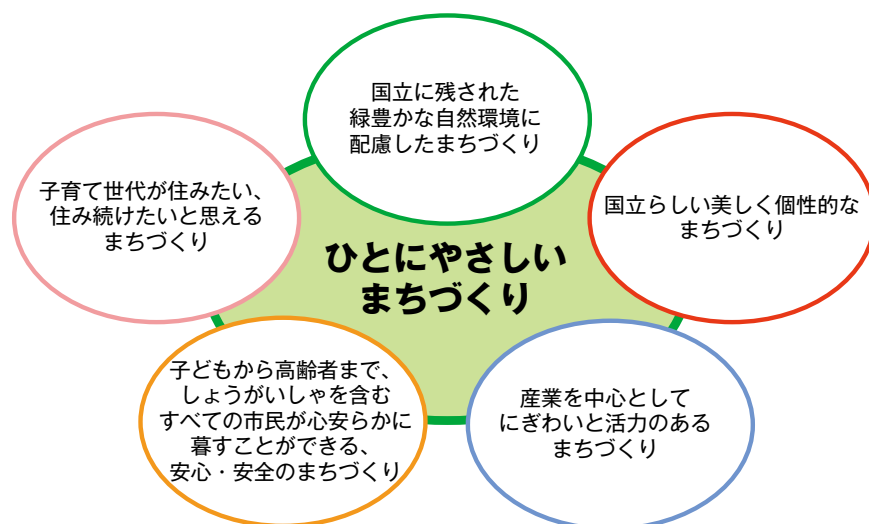
[P 11~18]

<まちづくりの基本理念>

○国立市の最も重要な資源は、国立市にかかわるすべての人であり、彼らの命・尊厳・生活を大切に、互いに尊重し合い、いきいきと活動しやすい環境を作ることこそ、まちづくりの本旨であり、核として位置づけられるものです。

○基本理念は、今後のまちづ

くりを総括的かつ長期的に展望しながら、これまでの国立市のまちの成り立ちを尊重し、将来のまちづくりの方向を示したものです。



<まちづくりの進め方>

①市民が育てるまち

「まち」は、市民の営みの舞台です。市民が個人の意見や立場を互いに尊重しながら、自らが主体的に考え、行動してまちを育てていきます。

②コミュニティを基本としたいきがいのあるまちづくり

「まち」は、人々のつながりを反映するものです。すべての市民が、さまざまな生き方や生活を選択しながらも、互いに尊重し、助け合いながら、地域に根ざした活動を進めることで、いきいきとしたまちを育てていきます。

③市民、事業者、まちづくり関係団体・NPO、行政が協働するまちづくり

まちづくりには、市民と、市民を育むコミュニティに加えて、事業者、商工会等経済団体、農業協同組合、社会福祉協議会や市内外の多様なまちづくり関係団体・NPO、行政など、多くの人や団体が関わっています。また、教育機関等も土地利用の観点から事業者としての性格をもつ一方で、まちづくりにかかわる人の集まりとして、まちづくり関係団体としての顔も持っています。それぞれが自らの役割と責任を自覚して、協働してまちを育てていきます。

④まちづくりのための行政の役割と仕組みづくり

国立市は、くにたちに愛着のある市民自らが作り上げ、守り育ててきたまちです。行政は、市民の思いを大切にしながら、責任と主体性もち、相互の信頼と対等な関係性の下、連携・協働してまちを育てていくとともに、市民がまちづくりに対して多様な関わり方ができるような仕組みづくりをしていきます。

<まちづくりの目標>

①自然～守り、つなげる、国立の自然～

崖線の樹林や農地・湧水、用水が有機的に形成する良好な自然と大学通り沿道の街路樹は、長年にわたり地域の人々によって守られ、育てられてきたものです。それは、わたしたちの日々の暮らしにうまいとやすらぎを与えてくれるかけがえのないものです。

この残された自然などを守り・修復しながら、そこに暮らす人々の暮らしと調和するように、よりよい自然とのつきあい方を学び、生き物と共生できるまちをめざします。

②生活・産業～みんなで作るまち、安心して豊かに暮らせるまち～

国立で暮らし、働き・学ぶすべての人々が毎日の生活を安心して豊かな気持ちで営める環境をつくりだし、維持して行くことが重要です。そして、まちが活力を維持していくためには、産業機能が立地して、さらに生活機能と共存し、国立の文化を継承していくことが必要となります。また、人々のさりげない配慮やお互いを助け合う気持ちである「こころのバリアフリー」の共有化を図ることも重要です。これら諸問題に対応するために、あらゆる市民やグループ間における交流を促し、地域に基づいたコミュニティの構築を支援し、それらを基盤とした市民参加によるまちづくりを目指します。

③交通～歩きやすいみち、歩きたくなるまち～

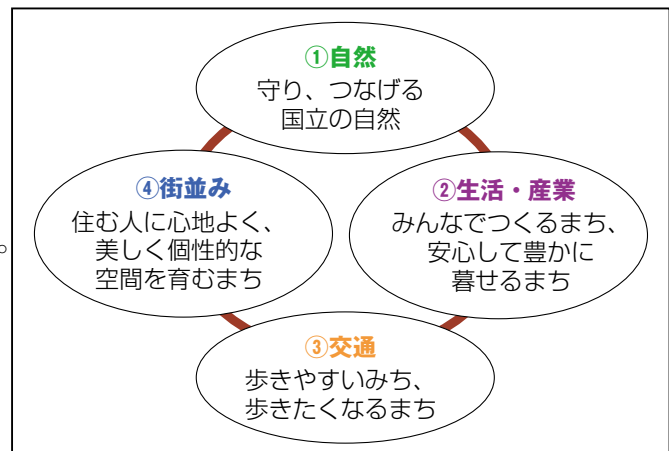
東西に約2km、南北に約4kmの小さな国立ですが、多様な要素のあるまちです。このまちの移動手段の基本を「歩き」と位置づけ、高齢者やしょうがいしゃを含むだれもが楽しく、安全に歩くことができるように、都市空間のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化を促進します。

一方、高齢化の進展に伴い増加が見込まれる、自家用車など自らの移動手段をもたない交通弱者に対する移動手段の確保を目的に、鉄道・バス等の公共交通機関の利便性向上や利用促進を図ります。また、市内の通過交通については、市民の理解と協力のもと、必要であれば計画の見直しを行い、周辺の住環境や歩行者環境に配慮したみちづくりを目指します。

④街並み～住む人に心地よく、美しく個性的な空間を育むまち～

人の視点に立ち、このまちに住む人々が、いつまでも住み続けられるように、災害に強いまち、良好な住環境の保全・形成を重視した心豊かに暮らせるまち、若者や子育て中のファミリー世帯にも魅力的なまち、そして四季が感じられる自然環境やバランスの取れた美しい景観を守るまちをつくることが重要です。このため、計画的できめ細やかな規制や誘導を図り、暮らしている人々とともに街並みの創造を目指します。

まちづくりの目標



<将来都市構造>

1. 「拠点 (あつまり)」の構成

●都市拠点

幅広いサービスを提供できる広域的な中心性を備えた拠点として、公共公益機能や商業・サービス機能、文化芸術・交流機能等の集積を図ります。

●地域拠点

地域住民の日々の暮らしに密着した商業・サービス等の生活機能の維持・増進を図ります。

●緑の拠点

緑豊かなふれあい・交流の場として公園・緑地等の機能の維持・充実を図ります。

2. 「軸 (つながり)」の構成

●緑の軸

既存の緑地空間の線的な広がりの確保と質的な向上を図ります。

●水の軸

親水性の高い良好な水辺空間の創出に努めます。

●交通の軸

鉄道やその他の道路交通とのネットワーク化を図ります。

3. 「面 (ひろがり)」の構成

●住宅系市街地

市民が健康で快適な都市生活を営むことができるよう、静かで緑豊かな質の高い住環境の維持・形成を推進します。

●商業系市街地

既存の交通結節機能や商店街等の立地を最大限に活かし、公共公益機能や商業・サービス機能、文化芸術・交流機能等の維持・増進を図ります。

●住宅・商業系複合市街地

住宅地と地域に密着した商業や業務施設が立地する景観に配慮した市街地の形成を誘導します。

●住宅・工業系共存市街地

住宅と商業・サービス、軽工業等が共存した市街地の形成を誘導します。

●業務系市街地

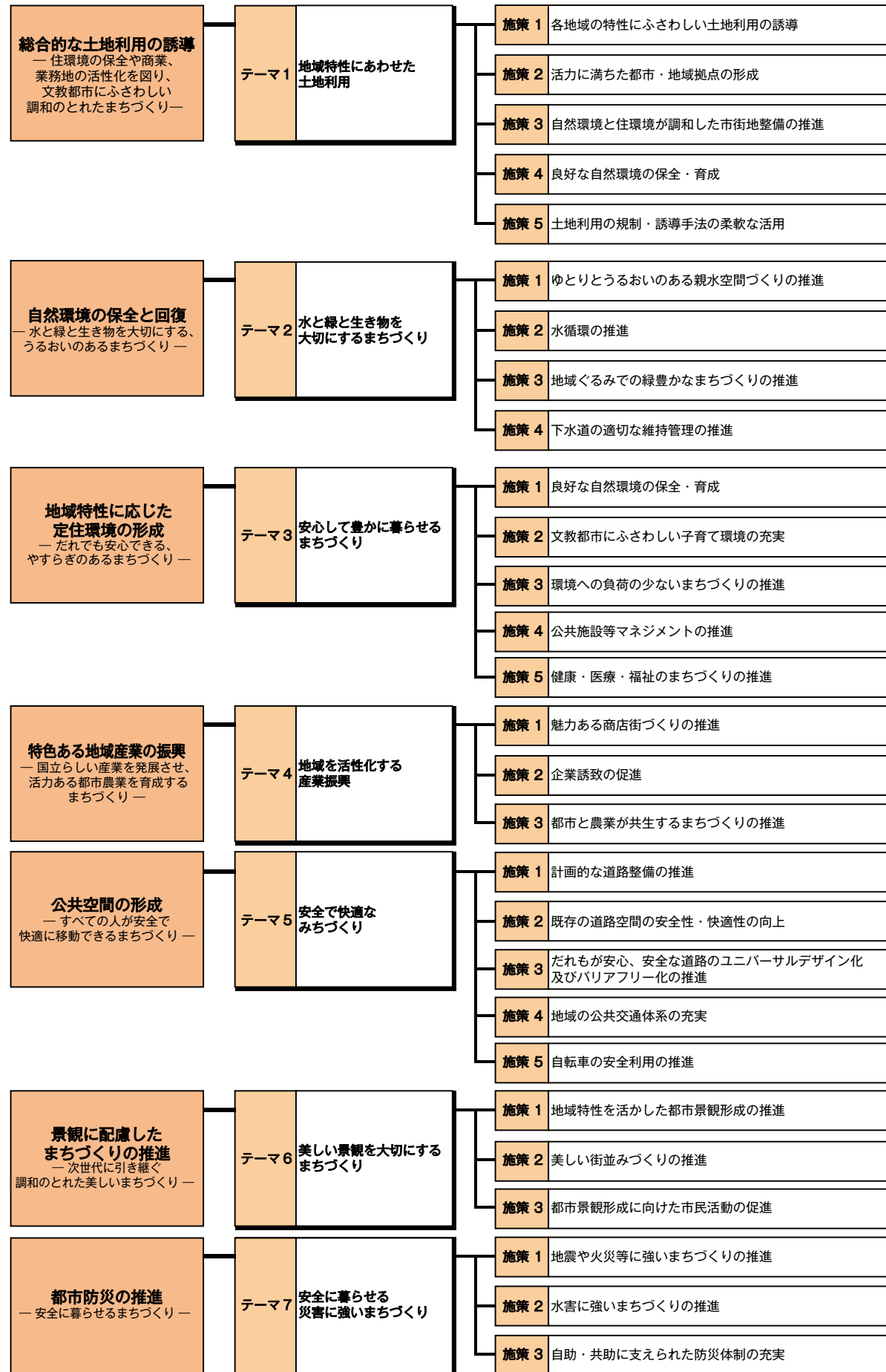
近隣の住環境・自然環境と調和するような付加価値の高い企業の立地促進に努めます。

将来都市構造図

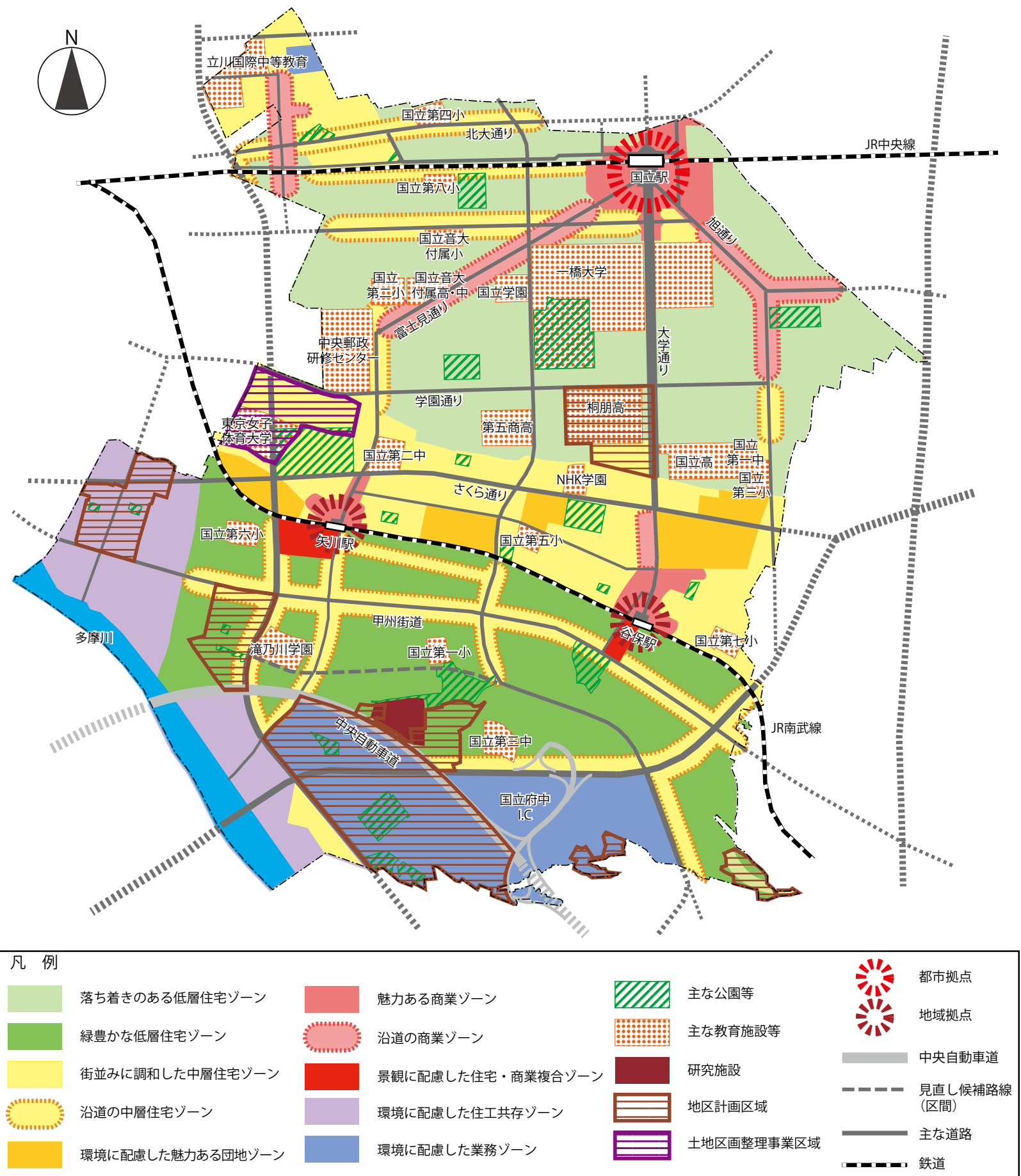


凡 例											
	住宅系市街地		住宅・工業系混在市街地		都市拠点		緑の軸		中央自動車道		見直し候補路線 (区間)
	商業系市街地		業務系市街地		地域拠点		水の軸		主要幹線道路		鉄道
	住宅・商業系複合市街地				緑の拠点				地域幹線道路		主な教育施設等

<7つのテーマによるまちづくり>



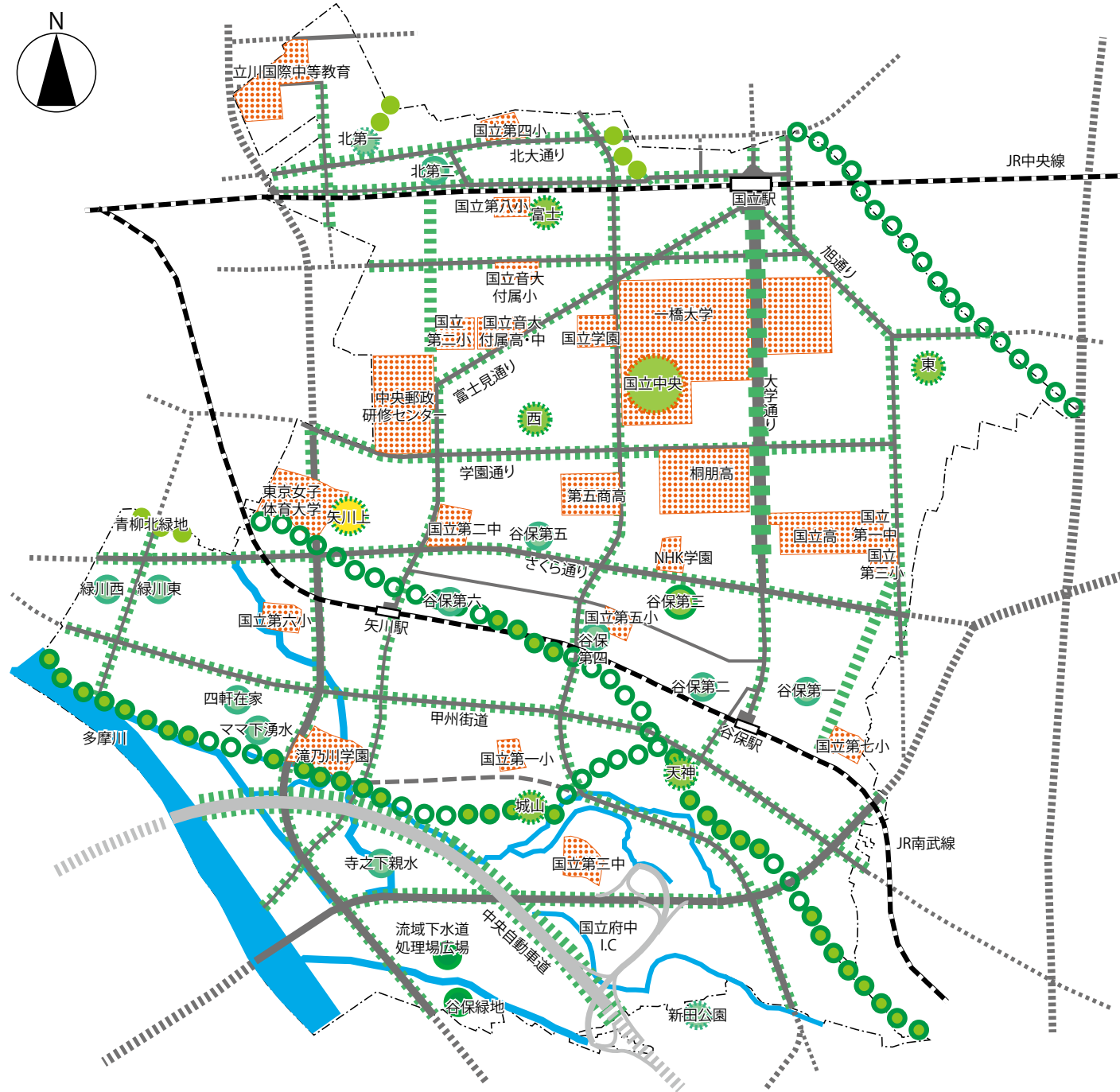
テーマ1：「地域特性にあわせた土地利用」の方針図



凡例

落ち着いたある低層住宅ゾーン	魅力ある商業ゾーン	主な公園等	都市拠点
緑豊かな低層住宅ゾーン	沿道の商業ゾーン	主な教育施設等	地域拠点
街並みに調和した中層住宅ゾーン	景観に配慮した住宅・商業複合ゾーン	研究施設	中央自動車道
沿道の中層住宅ゾーン	環境に配慮した住工共存ゾーン	地区計画区域	見直し候補路線(区間)
環境に配慮した魅力ある団地ゾーン	環境に配慮した業務ゾーン	土地区画整理事業区域	主な道路
			鉄道

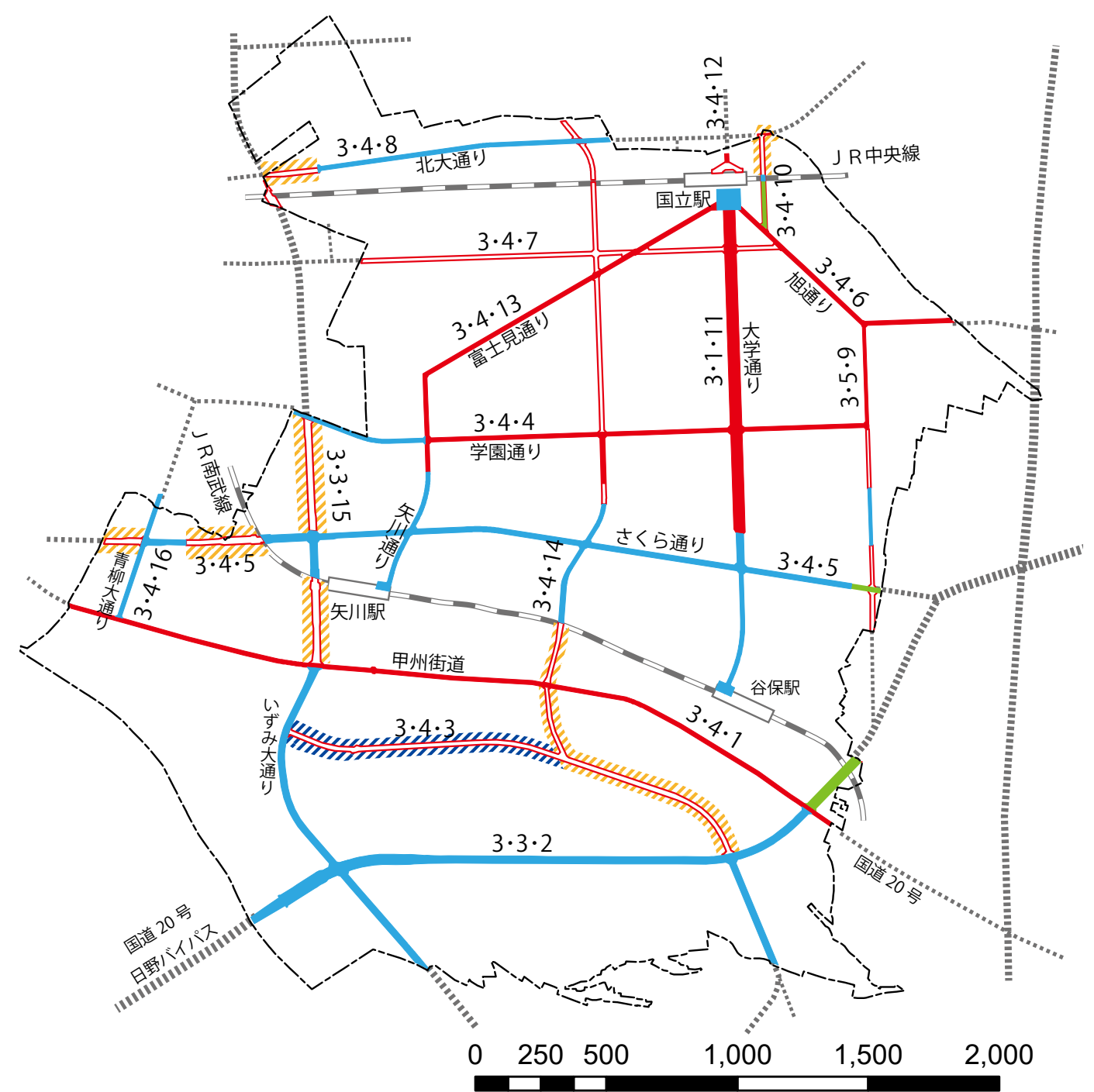
テーマ2：緑と公園等の整備方針図



凡例

- | | | | | | |
|--|------|--|---------|-------------------------------------|-------------|
| | 総合公園 | | 沿道緑化 | | 中央自動車道 |
| | 運動公園 | | 崖線 | | 見直し候補路線（区間） |
| | 近隣公園 | | 緑道 | | 主な道路 |
| | 街区公園 | | 河川・水路等 | | 鉄道 |
| | 緑地 | | 主な教育施設等 | ※供用済の公園は実線枠、一部または全部未供用の公園は点線枠で示している | |

テーマ5：道路体系の整備方針図



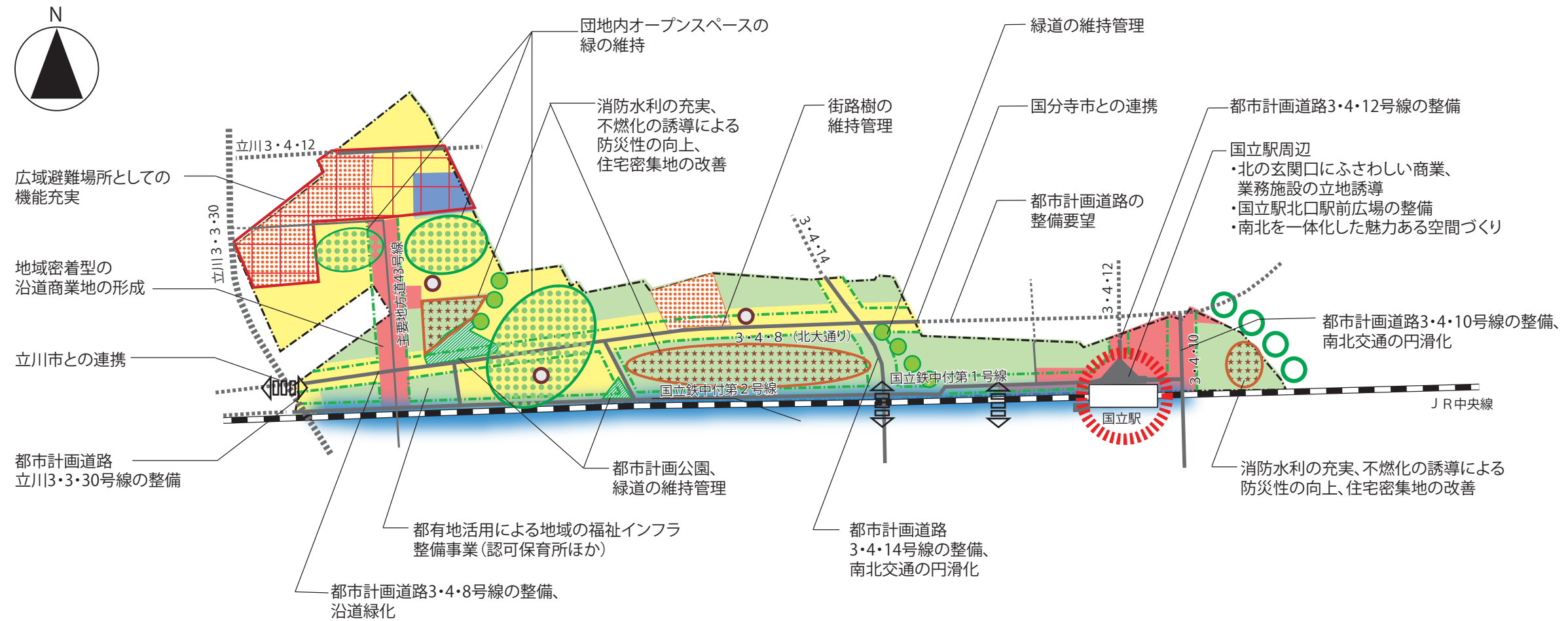
凡例

- | | | | | | |
|--|-------------|--|-------------|--|----|
| | 都市計画道路の整備状況 | | 都市計画道路の整備方針 | | 鉄道 |
| | 整備済 | | 優先整備路線 | | |
| | 概成 | | 見直し候補路線（区間） | | |
| | 事業中 | | | | |
| | 未整備 | | | | |

北地域

—となりのまちと手をつなぐ明るく住みよいまち—

隣接する国分寺市・立川市との連携・協力のもと、既存の住環境の維持・向上にも十分配慮しながら、東・中・西地域との一体的なまちづくりを推進するとともに、北の玄関口にふさわしい商業・業務施設等の立地を誘導し、より多くの市民が安全かつ快適に暮らすことができるまちを目指します。



北地域全域に関わる事項

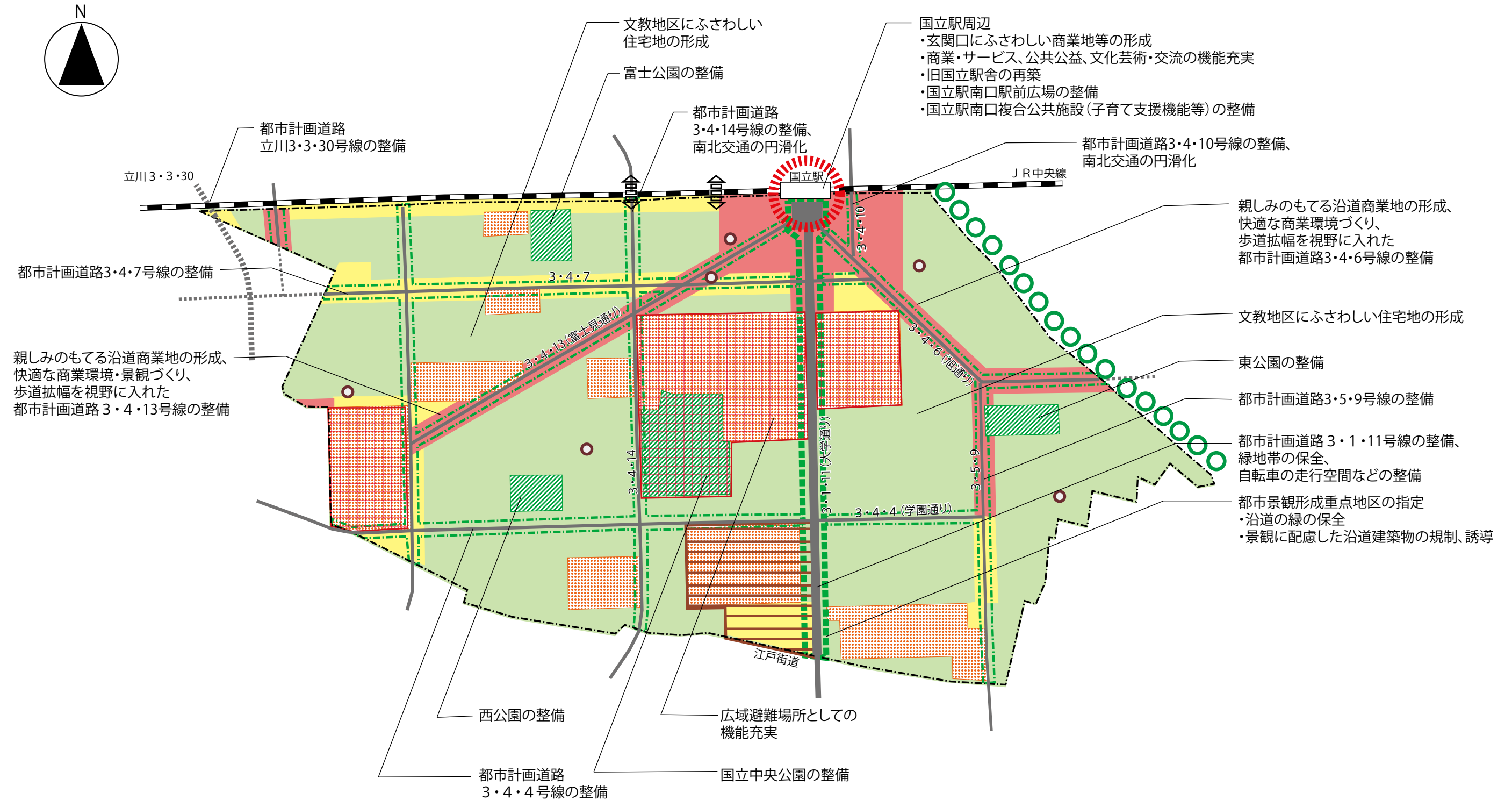
- 地区計画制度等によるまちづくりの推進
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進

凡 例	
	落ち着きのある低層住宅ゾーン
	街並みに調和した中層住宅ゾーン
	魅力ある商業ゾーン
	環境に配慮した業務ゾーン
	都市拠点
	教育施設等
	主な公園等
	コミュニティ施設
	広域避難場所
	住宅密集地
	団地内オープンスペース
	J R中央線高架下利用可能区域
	沿道の緑化
	崖線
	緑道
	主な道路
	鉄道
	交通の円滑化

東・中・西地域

—個性ある商店街と学園や緑が広がる魅力あるまち—

「文教都市くにたち」を代表する大学通りや旧国立駅舎などと調和した魅力ある中心市街地として、その回遊性を高めることにより、より多くの市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいのある空間を創出するとともに、教育施設や身近な緑と住宅地が調和した、より安全・快適で利便性の高いまちを目指します。



東・中・西地域全域に関わる事項

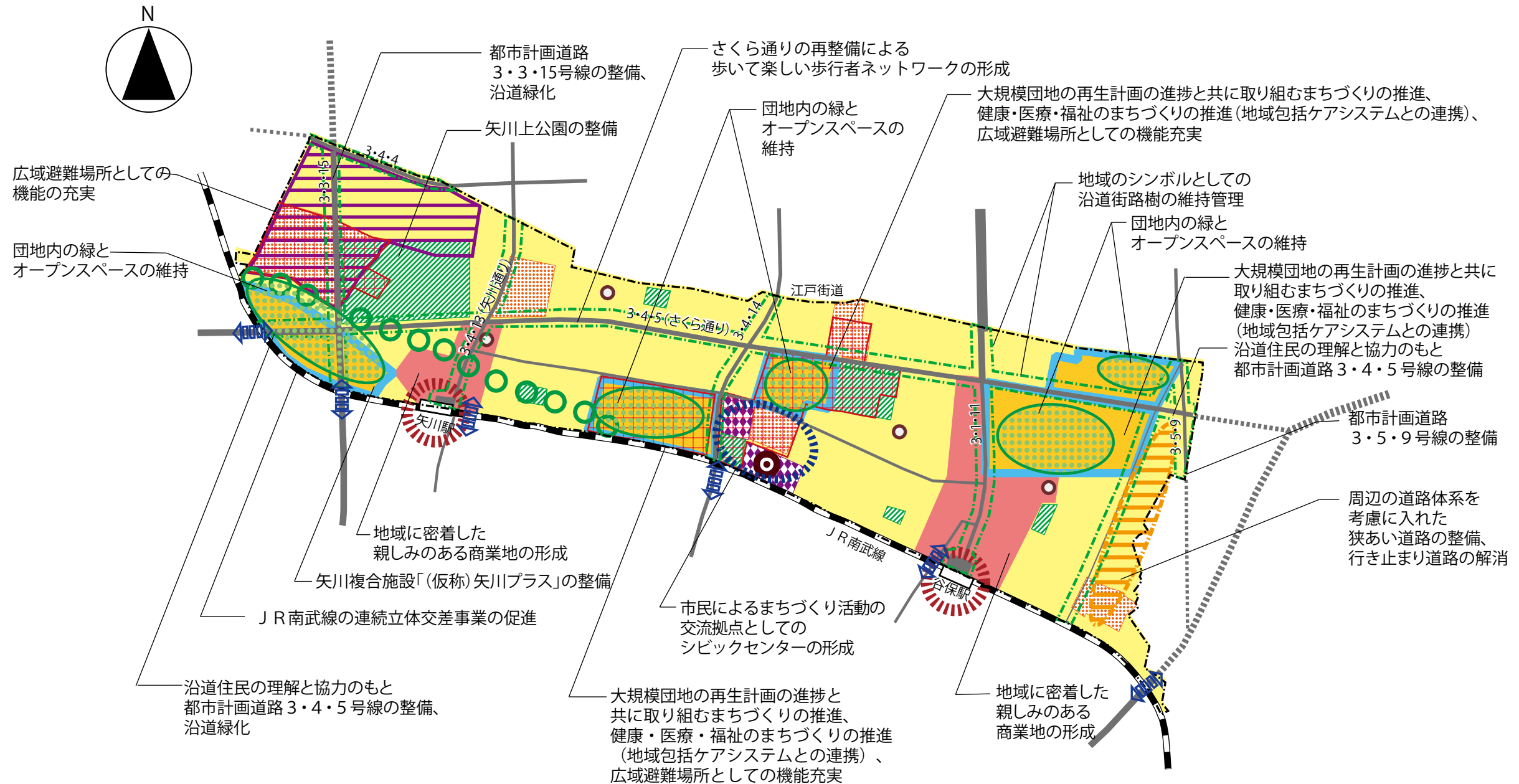
- 地区計画制度等によるまちづくりの推進
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進

凡 例									
	落ち着きのある低層住宅ゾーン		都市拠点		コミュニティ施設		地区計画区域		主な道路
	街並みに調和した中層住宅ゾーン		教育施設等		都市景観形成重点地区		広域避難場所		鉄道
	魅力ある商業ゾーン		主な公園等		沿道の緑化		崖線		交通の円滑化

富士見台地域

—誰もが、生き活きと交流し、互いに支え合い、彩り豊かな暮らしを安心・安全・快適に楽しみつづけられるまち—

関係機関との連携・協働のもと、大規模住宅団地の再生や公共施設の再編、谷保駅及び矢川駅周辺の商業地の活性化等の取り組みを複合的に推進し、より多くの若者・子育て世代を地域内に呼び込むとともに、高齢者がいつまでも安心して暮らすことができ、多世代がバランスよく集い、支え合うまちを目指します。



富士見台地域全域に関わる事項

- 緑の保全、景観形成、環境に配慮したまちづくりの推進
- 地区計画制度等やまちづくり条例による良好な街並みや用途の誘導
- 生産緑地の保全と拡充
- 健康・医療・福祉のまちづくりの推進

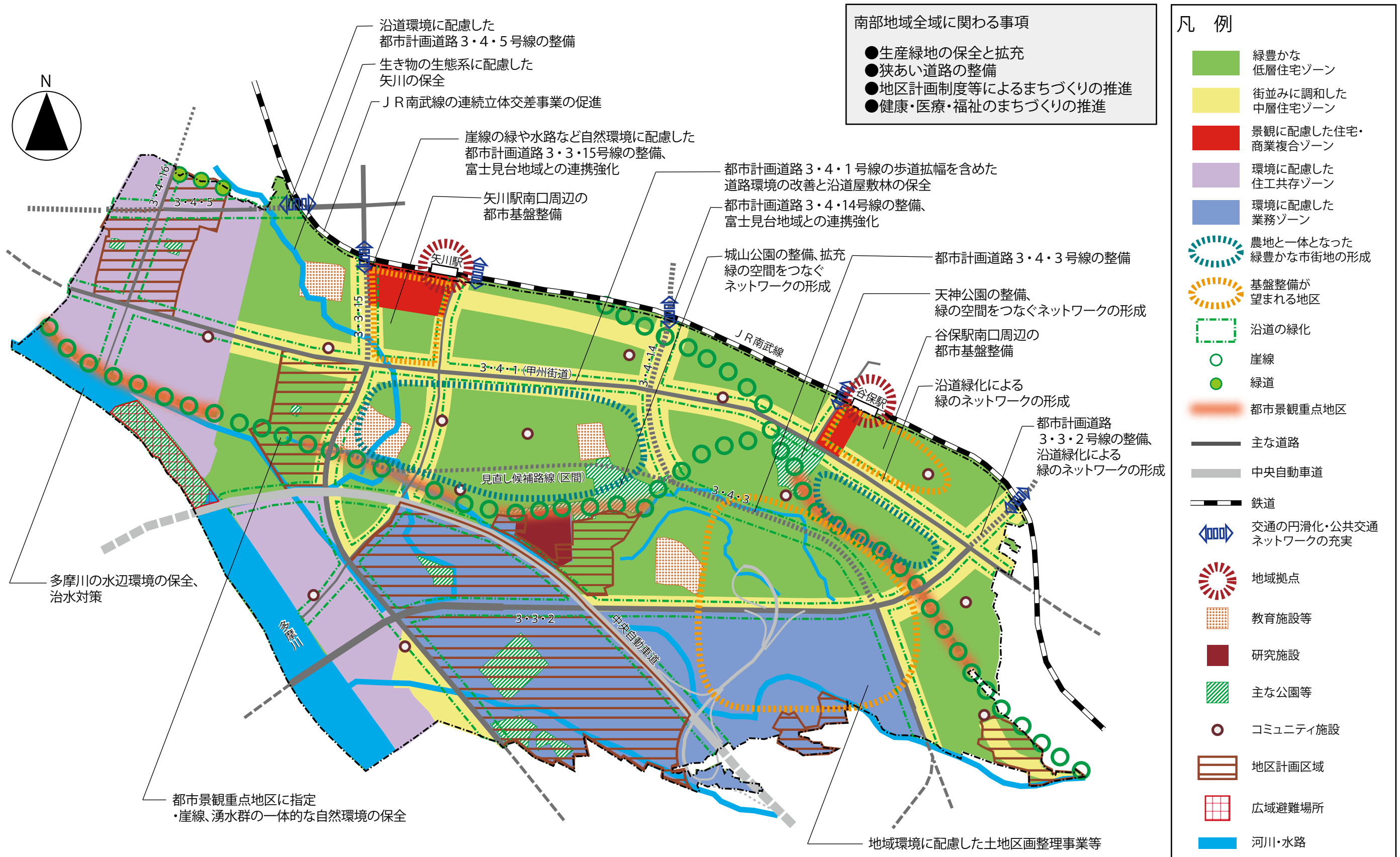
凡例

	街並みに調和した中層住宅ゾーン		公共施設		市役所		狭あい道路の拡幅を図る地区		主な道路
	環境に配慮した魅力ある団地ゾーン		教育施設等		コミュニティ施設		団地内オープンスペース		鉄道
	魅力ある商業ゾーン		主な公園等		広域避難場所		沿道の緑化		交通の円滑化・公共交通ネットワークの充実
	地域拠点		団地、公営住宅		土地区画整理事業の施行区域		崖線		
	シビックセンター								

南部地域

—豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち—

恵まれた自然と歴史ある文化遺産を保全しつつ、快適でゆとりある住環境の形成と、生活の利便性向上に配慮したまちづくりを推進するとともに、地域住民が安全・安心で快適に暮らすことのできる都市基盤の整ったまちを目指します。



<まちづくりの役割分担>

- 都市計画マスタープランに基づいてまちづくりを進めるためには、市民、事業者、まちづくり関係団体・NPO等及び行政が、お互いの立場を理解しつつ相互の協力を努め、共有した目標のもとに連携し、それぞれの役割と責任を果たしていくことが必要です。
- 「文教都市くにたち」のシンボルである一橋大学をはじめとした教育機関との連携・交流を深め、また、国立内外の専門家と連携する仕組みの確立により、市民、事業者、まちづくり関係団体・NPO等及び行政が一体となって、それぞれが情報発信できる環境づくりを推進します。

<まちづくりの具体化>

- まちの課題は、市民、事業者、まちづくり関係団体等と行政が共に力を合わせて解決していく必要があります。
- 行政は、市民や事業者と基本的なまちづくりの方針を共有するとともに、市民等による課題対応型まちづくりの相談や提案を受け止め、市民等が主体となったまちづくりを支援します。
- 都市計画マスタープランの改訂において、多くの市民や事業者の方々からいただいたまちづくりの提案、提言については、今後、具体的な個別計画づくりの段階で、都市計画マスタープランの各方針との整合を図りながら、市民参加のもとに検討を進めることとします。

<まちづくりの推進体制>

- 市民参加、市民参画によるまちづくりを推進、実現するため、合意形成を図るための市民意識の醸成を図ります。
- 行政と市民が相互の信頼と対等な関係性のもと、より多様で豊かなまちを実現するため、国立市まちづくり条例等に基づいて、市民等が行政に参画できる仕組みづくりを推進します。
- 行政は、職員の市民との協働に対する意識啓発に努め、庁内の関係各課との連携を図り、まちづくりに関連する個別計画との整合性を考慮して、総合的・一体的な取り組みを行うとともに、国、都、周辺都市との連携を密にし、まちづくりが円滑に進むよう、計画や事業の調整を図ります。

<都市計画マスタープランの評価と見直し>

- 都市計画マスタープランは、計画が長期にわたることから、5年を目途として、定量的な指標等を活用した市民参加による進捗状況の分析・評価を実施した上、必要と認められた場合には、基本的な理念を尊重しながら見直しを行います。
- 都市計画マスタープランに基づくまちづくりを具体化していく中で、事業内容の見直しや新たな事業の立案等に柔軟な対応を図り、実効性のある方針としていきます。
- 上位計画との整合性を図るとともに、市民の価値観の変化や社会経済状況など時代のすう勢に伴い全面的に見直しの必要が生じた場合には、都市計画マスタープラン策定において行われた市民会議による市民提案の作成という市民参加の方法を踏まえ、改めて市民参加で見直しを行うこととします。



国立市
都市計画マスタープラン
第2次改訂版
平成30(2018)年6月